

# 専門部設置規程

## (目的)

第1条 この規程は、規約第15条並び同条2項の規定により、専門部の設置に関するものを定めるものである。

## (専門部)

第2条 専門部の事業は、おおむね次のとおりとする。

### (1) 予算対策部

- ① 全国私立保育連盟の誓願署名並びカンパ等の予算対策活動に関する事
- ② 島根県保育三団体の陳情活動に関する事

### (2) 研修部

- ① 保育所職員研修会の開催に関する事
- ② 全国大会提案発表のための研究活動に関する事

### (3) 広報部

広報誌「私保連しまね」の発行に関する事

### (4) 調査部

保育所運営や保育制度等問題点などの調査及び集約に関する事

### (5) 青年部

部員等の研修などに関する事

## (構成員)

第3条 専門部の各部は、理事を構成員とし、理事のうちから部長及び副部長をそれぞれ1名ずつ置き、これを理事会において選任する。

2 前項の部長及び副部長のほかに、必要に応じて部員を若干名置くことができる。尚、この部員は、理事会で選任する。

3 青年部の構成員は、島根県私保連に加盟する施設の職員とし、そのうちから部長及び副部長を選出する。

## 補 則

## (委 任)

第4条 この規程に定める以外に必要な事項並びに規程の改廃については、理事会にはかり決定することができる。

2 前項のほか、緊急を要する場合には、会長の専決とし、理事会に報告するものとする。

## 附 則

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、一部改正し令和 3年 4月 1日より施行する。